

令和8年度第1回燕市障がい者自立支援協議会全体会会議録

日時：令和8年7月29日（水曜日）午後1時30分 ～ 午後3時00分

場所：燕市役所 1階 つばめホール

【出席委員 17名】【事務局 13名】

次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 協議、報告

（1）ソーシャルインクルーホーム燕柚木の事業実施状況にかかる評価・助言について

【資料番号1-1】【資料番号1-2】

（2）各事業の活動報告等について

【資料番号2】

（3）燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業実施報告について

【資料番号3】

（4）燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画

・第3期燕市障がい児福祉計画における令和7年度中間評価について

【資料番号4】

（5）燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画について

【資料番号5】

（6）障がいを理由とする差別解消の推進に関する条例の制定について

【資料番号6】

4. その他

5. 閉会

《その他 会議資料》

その他資料① 第23回新潟県聴覚障害者大会開催要綱

その他資料② 県央特別支援学校のチラシ

1. 開会

【司会者】

それでは、只今から「令和8年度第1回燕市障がい者自立支援協議会」を開会いたします。

なお、本日の出席委員は委員総数の過半数に達しておりますので、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第2項の規定により会議は成立となります。

2. 会長あいさつ

【司会者】

それでは、「次第2. 会長あいさつ」です。会長お願いいたします。

【会長】

皆様こんにちは。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中、第1回燕市障がい者自立支援協議会に出席いただき、大変ありがとうございました。

昨日の熊本地震は震度7で、各地に甚大な被害が出ており、大変な思いをされている方がございます。実は10年前にも同じような地震があり、復興途中というところもあると思うのですが、改めて自然災害の恐ろしさを知ったということになります。

10年前といいますと、皆様もご承知のように相模原市の障がい者施設殺傷事件が今月の26日で10年が経過したということで、色々テレビでも報道されておりました。

社会全体における障がい者への意識は、制度や知識としての理解は進んでいるものの、障がい者家族からは、本質的な偏見や差別の解消はされていないというような意見が出されているということでございます。

本協議会といたしましても、共生社会の進展に向けて進めていきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げまして、一言挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【司会者】

次に委員の皆様の中で、任期内での異動により新たに委員を委嘱させていただきました方がお二人いらっしゃいます。なお、任期は前任の委員の残任期間である令和10年3月31日までとなります。

よろしくお願いいたします。それでは、「次第3. 協議、報告」からは、燕市障がい者自立支援協議会設置要綱第5条第1項に基づき、会長より進行をお願いいたします。

3. 協議、報告

【会長】

それでは、これ以降の議事につきましては私のほうから進めさせていただきます。

本日の会議は午後3時頃終了予定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。なお本日は協議議題が6つ予定されていることから、説明に関しましては、事務局はポイントを絞って、説明をお願いしますとともに、委員の皆様にも円滑な進行に御協力をお願いします。

それでは、「次第3. 協議、報告」になります。

最初に「(1) ソーシャルインクルーホーム燕杣木の事業実施状況にかかる評価・助言について」、説明願います。

【事務局】

《事業実施状況の概要を説明》

続いて、ソーシャルインクルーホーム燕杣木様から説明願います。

【ソーシャルインクルーホーム燕杣木】

《資料番号 1-1・1-2 に基づき説明と事前質問に対する回答》

【会長】

ソーシャルインクルーホーム燕杣木様からの説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見等あればお願いいたします。

【委員】

私の担当利用者もお世話になっており、日頃より感謝申し上げます。報告を受け始めてから、事故やヒヤリハットが多く、減少しない状況が続いていると認識しております。特に服薬に関すること及び転倒に関することについては、支援の工夫により削減可能な内容と考えられますので、マニュアルの見直しや、先ほどもご説明いただきました研修等の実施により、事故やヒヤリハットの減少に向けて取り組まれることを希望いたします。

【委員】

人材確保・育成のための取組状況の中で、知人紹介で 1 人、求人媒体から 8 名、うち 3 名退職済みとの記載がございますが、これは貴社が開設されてからのことなのでしょうか。それとも、この評価期間の 1 年 2 か月の間のことなのでしょうか。

【ソーシャルインクルーホーム燕杣木】

評価期間の間のものです。

【委員】

同じスタッフが子どもを見てくれることで、子どもも安心して施設に行ってくれますし、保護者としても、やはり同じスタッフさんが見てくれるというのは安心です。難しいとは思いますが、可能な限り離職を減らす取組をしていただけたらと思います。

【委員】

短期入所の実施と受入れ状況のところについて、御質問させてください。計画時点のところ、緊急対応についても地域の障害福祉サービス事業所様を含めて連携させていただき、対応させていただきますと記載されています。ソーシャルインクルーホーム燕杣木様は、地域生活支援拠点等の緊急受入れの登録も

されていますし、セーフティーネット事業の登録もされていると思います。実績としてどのような緊急の受入れがあったのか教えていただきたいと思います。

【ソーシャルインクルーホーム燕杣木】

現在のところ実績はございませんが、問い合わせは数件いただいております。

杣木のショートステイにつきましては、稼働率が高いです。最近2件ほどの問い合わせをいただきましたが、既に利用中の利用者様がいらっしゃることから、そちらを優先させていただく形となっております。

今後の受け入れにつきましても積極的に進めていきたいところではございますが、緊急対応の際には、情報を適切に把握するとともに、現在の利用者様へのリスクも考慮し、安全を確保した上で対応したいと考えております。

先日、キントーンの情報が見覧できるかについてご意見をいただきましたが、燕市からそのようなご案内をいただいているか不明な部分がございます。もしそのような対応が可能であれば、今後、上層部とも検討してまいりたいと考えております。

【委員】

登録されているので、キントーンで見られると思います。

【委員】

事務局はキントーンのシステムの説明をお願いします。

【事務局】

キントーンは、地域生活支援拠点等の整備の中で、緊急時の受入れ対応を進めるために活用するクラウドサービスです。事前に緊急時の支援が見込めない世帯のケース情報をキントーン上に登録しておくことで、ソーシャルインクルーホーム燕杣木様や短期入所の事業所といった関係機関が、当該世帯の状況や必要な支援内容について情報を共有することが可能になります。

ソーシャルインクルー燕杣木様等の事業所では、キントーン内の登録情報を事前に確認することで、受入れの準備やイメージ形成を図ることができます。このように事前の情報共有を進めることで、緊急時における迅速かつ円滑な受入れ対応につながると考えられます。つきましては、キントーンの積極的な活用をお願いいたします。

【委員】

権利擁護に関して確認させていただきたいのですが、虐待防止研修は法定研修として定められており、年2回実施されていると記載されております。身体拘束に関する研修については記載がないようでしたので、虐待防止研修と同時に実施されているのか、それとも別途実施されているのかをご確認させていただきたいと思います。

また、もう一点でございますが、先ほど入浴時の事故についてご報告いただきました。その際、AEDという言葉も出ていたかと思うのですが、実際にこの事故を受けて、緊急時の対応体制がどのように整備さ

れたのか、また職員に対してどのような研修が実施されたのか、さらには急変時の対応について、どのような対応策が講じられたのかについて、詳しくお聞かせいただければと思います。

【ソーシャルインクルーホーム燕柚木】

法定研修の身体拘束についても、虐待防止研修と同時に実施しております。また、委員会についても設置しており、前回の委員会の振り返りなども実施しております。

入浴事故につきましては、事故が発生した1週間後に、本部とも連携し、実際に会議を開催いたしました。その中で、今後実施しなければならない対策として、具体的な内容を確認しております。

具体的には、利用者様全員に対して、入浴時の見守りや声かけについて、了承を得ることといたします。てんかんなど健康上問題のない方についても、一人一人に説明をさせていただいた上で、入浴開始から10分程度の間隔で声かけについて、了承を得ることとしております。経営時にも安全防止のため、外からの声かけについて、継続して実施しております。

また、事故の現場に携わらなかった職員からも、一人一人から意見を聴取し、その時の事故をイメージしていただきながら、当時自分が何ができたのかといった点について、職員全員との振り返りを実施いたしました。今後そのような事故が起きないようにするための具体的な方法についても、説明させていただきました。

さらに、月1回の緊急時対応研修を実施しており、月によって内容は異なりますが、繰り返し緊急時対応について研修を行っております。この事故を忘れず、繰り返し全職員に対して対応を徹底するとともに、新規職員についても、必ず継続的に支援が行われるよう、決定していきたいと考えております。

【委員】

入浴や事故だけでなく、体調が急変される利用者様もいらっしゃると思われます。そうした場合の緊急時対応については、日々訓練しておかなければ、その時に迅速に対応することは難しいものと考えます。したがって、日々の訓練が非常に重要であると考えますので、今後も訓練を続けていただきたくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

【会長】

他にないようですのでソーシャルインクルーホーム燕柚木様はここで退席となります。続いて「(2)各事業の活動報告等について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号2に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

8 ページの 6 の医療的ケア児等レスパイト事業でございますが、大変重要な事業であり、医療的ケア児のご家族が就労を継続したり、レスパイトを利用したりする上で、極めて大切な事業だと認識しております。ありがとうございます。

3 点ほど伺いたいことがございます。

1 点目は、痰の吸引や呼吸器の管理が必要なお子さんもお預かりするということで、よろしいかということです。

2 点目は、本事業が 6 月に開始されたばかりということで、実績についてはまだ限定的かもしれませんが、現在どの程度の医療的ケア児が利用されているのか、教えていただきたいということです。

3 点目ですが、本事業は燕市の事業と承知しておりますが、例えば、将来的に他の市町村の医療的ケア児の受け入れについて、可能性を検討している状況があるのかということです。恐縮ですが、差し支えない範囲でご教示いただければ幸いです。

【事務局】

ご質問いただいた 3 点についてご回答申し上げます。

1 点目の痰の吸引や呼吸器の管理が必要な方につきましても、対象として受け入れを行っております。

2 点目の実績でございますが、本日時点で申請件数は 6 件であり、その内訳といたしましては、2 名の方が複数回申請されている状況です。

3 点目の他市町村の方の利用でございますが、現時点では想定しておらず、将来的な運用の可能性についても、現在のところ検討していない状況です。

【委員】

6 番の医療的ケア児レスパイトに関しまして、ご質問させていただきたい点がございます。具体的には、利用可能な時間帯、休日の利用の可否、および 1 回当たりの利用時間に制限があるのかという点について、ご教示いただきたいです。

【事務局】

基本的に、当事業所が受け入れ可能であれば、営業時間外及び休日についても利用することができることとなっており、1 回の申請における利用時間の上限については特に設けておりません。

【委員】

4 ページの障がい者タクシー及び自動車燃料費の助成事業の拡充に関して、③番の人工透析を受けている者について、今回の対象者追加により、どの程度の人数が新たに対象となるのかについて、把握されている数字があればお聞かせください。

【事務局】

対象の人数ですが、更生医療という制度で、人工透析の治療を受けている方の人数で 170 人というのが 6 月末での数値となります。

【委員】

前の質問に続いて、周知方法についてお聞きしたいのですが、身体障害者手帳を所持している者が申請に訪れた場合に、腎臓機能障害を併せて所持していれば、合計 60 枚の交付を受けるということで、よろしいでしょうか。

【事務局】

本年度から拡充したことに伴い、市のホームページや社会福祉協議会のホームページに掲載しております。また、これを知らないまま社会福祉協議会の窓口に来庁された場合は、その場で人工透析に関する拡充内容について説明し、対応することとしております。

仮にその場で更生医療の受給者証を所持していない場合であっても、申請者に不便が生じないよう、市に電話で確認するなどの柔軟な対応を行っているところです。

【会長】

他にないようですので、続いて「(3) 燕市成年後見制度利用促進中核機関等運営事業実施報告について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号 3 に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【委員】

市民後見の登録状況について、26 名の方が登録されていると認識しておりますが、実際の活動状況が 5 名の方であるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりで、26 名の方に御登録いただいております、そのうち 5 名の方が現在実際に活動されています。

【委員】

そのほかの 21 名の方についてですが、この方々に関しましては、適切な事例がない状況なのか、それとも現在は受け入れられないということで辞退されている状況なののでしょうか。

【事務局】

5 件しか受任実績がないという課題もありまして、その説明が不十分でしたが、添付させていただいた資料に令和 8 年度の事業計画があったと思います。そのうちの 1 の (4) の利用促進のところの②で、市民後見人活動実績報告会を、今年度 6 月 4 日に既に開催させていただいたところです。

市内の福祉関係の 66 名の方に御参加いただき、市民後見人の活動状況について実際に報告させていただきました。その後、受任調整会議を毎月開催しておりますが、非常に多くの問合せや、これは市民後見

人がふさわしいのではないかというような依頼も寄せられております。現在のところまだ5件ですが、今後は増えるのではないかと思います。

【委員】

市民後見人の26名の登録状況について、燕市、吉田、分水地区があると思われますが、大体今のところ満遍なく3地区に配置されているような状況でしょうか。

【事務局】

燕、吉田には相当数おられますが、分水については若干少なめであると考えております。そのほか、燕市の在勤者も対象としておりますので、弥彦、西蒲区、また長岡に住んでいる方もおられます。

【委員】

ちょうど私は分水で勤務しているわけですが、高齢者の利用者の中にもやはり地域の方で市民後見をつきたいというケースがあるということを聞いております。ちょうど分水地区が少ないと聞きましたので、ぜひ私のほうも何かの機会に勤めていきたいと思います。どうもありがとうございました。

【会長】

他にないようですので、続いて「(4) 燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画における令和7年度中間評価について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号4に基づき説明》

【会長】

事務局から説明いただきました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【会長】

特にないようですので、続いて「(5) 燕市障がい者基本計画・第8期燕市障がい福祉計画・第4期燕市障がい児福祉計画について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号5に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【会長】

私から2点ほど質問させていただきたいと思います。アンケート調査を実施されたということですが、年齢分類について、これまでは3分類であり、今回から4分類ということですが、調査の対象者数は増えたのでしょうか。

それから、第2回の自立支援協議会のときに、計画のある程度の素案ができるのでしょうか。

【事務局】

アンケート調査は1,000人を対象としており、3分類のときと4分類のときで変わらず、1,000人を対象としております。2点目の、次の協議会で素案ができるかということについてですが、お見せできるよう準備を進めたいと考えております。

【会長】

他にないようですので、続いて「(6) 障がいを理由とする差別解消の推進に関する条例の制定について」、事務局から説明願います。

【事務局】

《資料番号6に基づき説明》

【会長】

事務局からの説明が終わりました。ご質問やご意見はございませんでしょうか。

5. その他

【会長】

ないようですので、次に「次第4. その他」です。事務局や委員の皆様から何かありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

【事務局】

「その他資料① 第23回新潟県聴覚障害者大会開催要綱」をご覧ください。7月3日の日曜日に第23回新潟県聴覚障害者大会が燕市産業会館で実施されました。県内の聴覚障がい者と聴覚障がいの福祉に関わる人々が一堂に会し、日頃の活動の成果を発表し、また、意見交換を行うことを目的として、毎年実施をされている大会です。大会当日は、212名の方が県内からお集まりになったと聞いております。障がいに関するイベントが燕市で開催されたということで、この場をお借りして伝えさせていただきます。

【事務局】

委員の方より県央特別支援学校に関する事前質問をいただいております。質問の内容は「現在、地域生活支援センターはばたきから月ヶ岡特別支援学校まで通称はばたきバスが運行しているが、県央特別支援学校へも運行されるのか。しない場合、公共交通機関を利用して、一般の人と同じように乗車すること

が難しい場合も想定されるが、何か方策を考えているのか。」というご質問でした。この質問については、新潟県及び学校教育課へ確認した内容として回答します。「その他資料② 県央特別支援学校のチラシ」をご覧ください。これによりますと、吉田特別支援学校の中学生、月ヶ岡特別支援学校に在籍する燕市の生徒は、基本的には令和9年4月から、県央特別支援学校に行くことになります。現在、燕市から月ヶ岡特別支援学校へ運行している通学バスについては、引き続きルートを変更して、燕市から県央特別支援学校へ運行する方向で検討しています。

【会長】

以上で、本日予定していました議事につきましては、皆様のご協力のおかげで、すべて終了することができました。

それでは進行を事務局にお返しします。

6. 閉会

【司会者】

会長、大変ありがとうございました。

それでは閉会にあたり、健康福祉部長 原田より閉会のあいさつを申し上げます。

【原田部長】

健康福祉部長の原田でございます。

日頃より、燕市の障がい福祉行政に対し多大なるご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本日は、長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。

本日の協議会では、「燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画」における令和7年度中間評価、さらに次期計画の策定に向けた方針、加えて「障がいを理由とする差別解消の推進に関する条例の制定」などについて、委員の皆様よりご意見をいただき議論を進めることができました。

お寄せいただきました貴重なご助言が、市の障がい福祉施策をさらに豊かなものとするための指針となることを確信しております。

燕市では、「障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現」を目指し、引き続き努力を重ねてまいります。

委員の皆様には、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日のご協議に際し、委員の皆様から格別のご尽力を賜りましたことに心より感謝申し上げます、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【司会者】

以上をもちまして、協議会を閉会いたします。

なお、次回の協議会の開催は11月を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。

以上